

政令第 号

水先法施行令の一部を改正する政令

内閣は、水先法（昭和二十四年法律第二百一十一号）第三十五条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

水先法施行令（昭和三十九年政令第三百五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条の表横浜川崎区の項中「船舶」の下に「（危険物積載船以外の船舶であつて総トン数一万トン未満のものにあつては、神奈川県多摩運河浮島橋、川崎北防波堤、同防波堤東端から東扇島北東端まで引いた線、同島北西端から扇島北東端まで引いた線、同島西端から三百二十九度七百十メートルの地点まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びにこれに接続する運河水面を航行するものに限る。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、平成二十七年八月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 理由

強制水先の適用区域である横浜川崎区における港湾施設の整備の進展等に伴い、同区において水先人を乗り込ませなければならぬ船舶の範囲を改める必要があるからである。